

条例見直し調書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条例名	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例				
条例番号	平成18年神奈川県条例第66号	法規集	第4編第2章第1節		
所管室課	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課				
条例の概要	<p>青少年の喫煙及び飲酒を防止する社会環境の整備に向けて、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策の実施について必要な事項を定めている。</p>				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>令和4年4月1日に成年年齢を18歳に引下げる民法の一部改正が施行されたが、喫煙及び飲酒の禁止年齢に変更はなく、青少年に対するたばこ及び酒類の知情販売（提供）の禁止については、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律等に規定されている。これらの法律には、対面販売（提供）や自動販売機による販売の際の年齢確認の方法が具体的に規定されていない。</p> <p>本条例は、証明書等による年齢確認、自動販売機への年齢識別装置の設置等による年齢確認の方法について定めているものであり、必要な条例である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、事業者の対面販売（提供）時における年齢確認や県民への自主的取組の拡充が図られるなど、青少年の喫煙及び飲酒の防止という目的について一定の効果が上がっている。</p> <p>さらに、青少年の喫煙・飲酒経験率（※）は減少傾向にあり、本条例は有効に機能している。</p>			<p>※15歳～20歳未満の喫煙・飲酒の経験率（H25～H27→H29～R1）</p> <p>【喫煙】 3.9%→1.5%</p> <p>【飲酒】 23.7%→14.9%</p>
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>法では、年齢確認の方法について規定されていないため、本条例で年齢確認の方法として、証明書等による年齢確認、自動販売機への年齢識別装置の設置を規定している。これは、法の内容を補完し、年齢確認の実効性を図るためのものであり、青少年の喫煙及び飲酒の防止のため、必要最小限度の規制を内容としている。</p> <p>また、青少年課及び各地域県政総合センターの職員が、必要に応じて立入調査（※）を実施して条例の遵守を指導するとともに、取締機関である警察とも連携して対応するなど十分な体制がとられていることから、現在でも効率的に機能している。</p>			<p>※立入件数（R3）</p> <p>【対面販売】 68件（指導件数0件）</p> <p>【自動販売機】 11件（指導件数1件）</p>
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>本条例は、かながわグランドデザインのプロジェクト「13子ども・青少年」と、主要施策「530 青少年が健全に育つ環境の整備」を実現するためのものであることから、県の基本方針に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>法で規制する年齢確認の実効性を図るため、その具体的な方法を定めているものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。</p>			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例及び条例運用上の課題は見受けられず、現時点では条例の改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

